議第30号

滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和６年２月14日

滋賀県知事　三日月　大　造

滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

滋賀県行政財産使用料条例（昭和39年滋賀県条例第５号）の一部を次のように改正する。

別表第４項第２号中「6,800」を「8,560」に、「

食品加工		
工作機		

」を「

機器	同	320
器	同	最低 100 最高 5,440

」

工作		
機器	同	同 100 5,280

」に改め、同項第３号中「290」を「480」に、「

窯業用焼成炉	電気窯	同	
		1回	最低 最高
	ガス窯	同	同

」を「

1,000	窯業用焼成炉	電気窯	1回	同
2,100 60,700		ガス窯	同	同
1,200 10,200				

」に改め、同表第５項中「

観測機器	
精密測定機器	

」を「

精密測定機		
1時間		円 350
同		最低 320 最高 1,390

」

器	1　時　間	最低　320円 最高　1,390

に、「4,870」を「3,770」に、「4,530」を「4,200」に、「3,500」を「3,300」に、「560」を「550」に改める。

付　則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。